

[事案 2021-10] 未経過保険料返還請求

・令和3年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

未経過期間に相当する保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年5月に契約した終身保険について、令和2年5月に年払保険料を支払い、同年10月に解約したが、未経過期間分の保険料が返還されなかった。しかし、保険料期間の途中で解約しても保険料が返還されないことの説明がなかったことから、未経過期間分の保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、改正前商法の適用を受ける保険契約であり、いわゆる「保険料不可分の原則」の適用がある。
- (2)年払いの保険契約を解約するときに、未経過期間分の保険料が返還されないことについての説明義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、未経過期間分の保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。